

総 則 (中学校)

1 改訂の基本的な考え方

- ・教育基本法、学校教育法などを踏まえ、これまでの我が国の学校教育の実践や蓄積を生かし、子供たちが未来社会を切り拓くための資質・能力を一層確実に育成することを目指す。その際、子供たちに求められる資質・能力とは何かを社会と共有し、連携する「社会に開かれた教育課程」を重視する。
- ・知識及び技能の習得と思考力、判断力、表現力等の育成のバランスを重視する現行学習指導要領の枠組みや教育内容を維持した上で、知識の理解の質を更に高め、確かな学力を育成する。
- ・先行する特別教科化など道徳教育の充実や体験活動の重視、体育・健康に関する指導の充実により、豊かな心や健やかな体を育成する。

2 改善・充実の具体的事項

○資質・能力の育成を目指す「主体的・対話的で深い学び」

- (1) 学校教育を通して育成を目指す資質・能力を「**知識及び技能**」、「**思考力、判断力、表現力等**」、「**学びに向かう力、人間性等**」に再整理し、それらがバランスよく育まれるよう改善した。
- (2) 言語能力、情報活用能力、問題発見・解決能力等の学習の基盤となる資質・能力や、現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力を教科等横断的な視点に基づき育成されるよう改善した。
- (3) 資質・能力の育成を目指し、「**主体的・対話的で深い学び**」の実現に向けた授業改善が推進されるよう改善した。
- (4) 言語活動や体験活動、ICT等を活用した学習活動等を充実するよう改善した。

○カリキュラム・マネジメントの充実

- (1) カリキュラム・マネジメントの実践により、校内研修の充実等が図られるよう、章立て（文章全体の構成）を改善した。
- (2) 生徒の実態等を踏まえて教育の内容や時間を配分し、授業改善や必要な人的・物的資源の確保などの創意工夫を行い、組織的・計画的な教育の質的向上を図るカリキュラム・マネジメントを推進するよう改善した。

○生徒の発達の支援、家庭や地域との連携・協働

- (1) 生徒一人一人の発達を支える視点から、学級経営や生徒指導、キャリア教育の充実について示した。
- (2) 障害のある生徒や海外から帰国した生徒、日本語の習得に困難のある生徒、不登校の生徒、学齢を超過した者など、特別な配慮を必要とする生徒への指導と教育課程の関係について示した。
- (3) 教育課程外の学校教育活動である部活動について、教育課程との関連が図られるようにするとともに、持続可能な運営体制が整えられるようにすることを示した。
- (4) 教育課程の実施に当たり、家庭や地域と連携・協働していくことを示した。

3 移行措置について

○教科等ごとの取扱い

- (1) 総則、総合的な学習の時間、特別活動→平成30年度から新学習指導要領による。
- (2) 指導内容や指導する学年の変更などにより特例を定める教科→指導する学年の変更などにより指導内容の欠落が生じることのないよう特例を定める。(中：国語、社会、数学、理科、保健体育)
- (3) 上記以外の教科→新学習指導要領によることができることとする。(中：音楽、美術、技術・家庭、外国語)
- (4) 道徳科→令和元年度から新学習指導要領による。(平成30年度は先行可能)